



特別 企画 住宅改修

製作：(株)ケアビジネスサポートシステム

介護保険で住宅改修に適用される特定6項目

- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 その他(住宅改修に付帯して必要となる住宅改修)

[介護保険の場合]

支給される
限度額は **200,000円****事前申請** が必要です

ご注意

- ① **補助金が適用される工事と補助金が適用されない工事がある**ので注意が必要です。
- ② **適用される工事費用の1割**(所得により負担割合が変更される場合もあります。) **を、対象者が負担する必要があります。**
- ③ **支給限度額以内であれば、複数回に分けて行った場合でも保険給付を受けることができます。**

詳しくは、ご担当のケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターにご相談ください。